

教育・保育事業における基準等

1 幼保連携型認定こども園の設備に関する基準

施設の面積基準について、独自基準を設ける。(2P)

省令の内容	区分	基準案
乳児室・・・1.65 m ² /人以上 ほふく室・・・3.3 m ² /人以上	従うべき 基準	<u>乳児室・・・3.3 m²/人以上</u> ほふく室・・・3.3 m ² /人以上

【理由】継続的な乳児保育において、ほふくの開始によって面積基準が変動することや乳児の保育環境を考慮し、盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において、認可保育所の乳児室の面積を3.3 m²/人以上と定めていることから、独自基準を設けるもの。

2 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準

(1) 職員及び員数に関する基準

小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育における職員の要件について、独自基準を設ける。(6P, 7P, 8P, 9P)

省令の内容	区分	基準案
○小規模B型【資格】 保育士、保育従事者（保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者） ※1/2以上保育士とする	従うべき 基準	○小規模B型【資格】 保育士、保育従事者（保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者） ※ <u>2/3以上</u> を保育士とする
○小規模C型【資格】 家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者） （+家庭的保育補助者（市長村長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの））		○小規模C型【資格】 <u>家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士）</u> （+家庭的保育補助者（市長村長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの））
○家庭的保育事業【資格及び員数】 家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を		○家庭的保育事業【資格及び員数】 家庭的保育者（ <u>市町村長が行う研修を修了した保育士</u> ）

有すると市町村長が認める者) ・乳幼児 1～3 人につき 家庭的保育者 1 人 ・乳幼児 4～5 人につき 家庭的保育者 1 人 +家庭的保育補助者 1 人		・ <u>乳幼児 1 人につき</u> <u>家庭的保育者 1 人</u> ・ <u>乳幼児 2～5 人につき</u> <u>家庭的保育者 1 人</u> + <u>家庭的保育補助者 1 人</u>
○居宅訪問型保育事業【資格】 家庭的保育者(市町村長が行う 研修を修了した保育士又は保育 士と同等以上の知識及び経験を 有すると市町村長が認める者)		○居宅訪問型保育事業【資格】 家庭的保育者(市町村長が行う <u>研修を修了した保育士</u>)

【理由】安全安心な保育の実施に配慮し、地域型保育事業における主たる保育従事者について、保育士資格を有するものとするとともに、小規模 B 型の保育士割合の上乗せ、家庭的保育における複数職員の従事などの独自基準を設けるもの。

- (2) 小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育における設備の要件について、独自基準を設ける。(6 P, 7 P, 8 P, 9 P, 11 P)

省令の内容	区分	基準案
○家庭的保育, 小規模保育 (A・B・C 型), 事業所内保育 屋外における遊戯に適当な広さの庭・屋外遊戯場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)	参酌すべき 基準	○家庭的保育, 小規模保育 (A・B・C 型), 事業所内保育 <u>屋外における遊戯に適当な広さの庭・屋外遊戯場</u>

【理由】盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において、認可保育所における屋外遊戯場の設置について、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を認めていないことから、独自基準を設けるもの。

- (3) 事業所内保育における設備の要件について、独自基準を設ける。(11 P)

省令の内容	区分	基準案
○事業所内保育 乳児室・・・1.65 m ² /人以上 ほふく室・・・3.3 m ² /人以上	従うべき 基準	○事業所内保育 <u>乳児室・・・3.3 m²/人以上</u> ほふく室・・・3.3 m ² /人以上

【理由】継続的な乳児保育において、ほふくの開始によって面積基準が変動することや乳児の保育環境を考慮し、盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において、認可保育所の乳児室の面積を 3.3 m²/人以上と定めていることから、独

自基準を設けるもの。

3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
国の基準どおりとする。

4 児童福祉施設の設備及び運営の基準
国の基準どおりとする。

5 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定における保護者の就労時間の下限について、国の基準の範囲内において就労下限時間を定める。(22P)

国の検討状況	基準案
○新制度における保育認定（保育短時間認定）に当たっての就労時間の下限については、1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。	○ <u>月 48 時間以上</u> <u>ただし、経過措置として、当面の間は現行の 60 時間とし、支援事業計画最終年度まで段階的に低減</u>

【理由】保護者のパートタイム就労等に幅広く対応するため、就労の下限時間については、現行の60時間から国の基準の下限である48時間に引き下げることにする。ただし、経過措置として、当面の間は現行の60時間とし、支援事業計画最終年度まで段階的に引き下げを進めていくことにする。